

道路法第 24 条の規定に基づく道路に関する工事の承認の手續等に関する規則

平成 25 年 7 月 8 日

規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条の規定に基づき、道路管理者以外の者が町道に関する工事又は道路の維持（以下単に「工事」という。）を行うためにする工事の設計及び実施計画の承認（以下「工事施行承認」という。）の手續等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(承認の申請)

第 2 条 工事施行承認を受けようとする者は、道路工事施行承認申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる図書を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長がその必要を認めない図書については、この限りでない。

- (1) 工事を行う場所の位置図、付近見取図、現況平面図、現況断面図及び現況写真並びに工事平面図、工事断面図及び構造詳細図
- (2) 工事の設計書及び仕様書
- (3) 工事を行うことについて利害関係人があるときは、その者の同意書
- (4) 数人が共同で工事を行う場合において、代表者により申請をしようとするときは、代表者の資格を証する書類
- (5) 他の法令の規定により行政庁の許可、認可等を要する工事にあつては、その許可、認可等があつたことを証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(承認書等の交付)

第 3 条 町長は、工事施行承認をするときは、当該申請をした者に道路工事施行承認書（様式第 2 号）及び道路工事施行承認標札（様式第 3 号）を交付するものとする。

2 町長は、工事施行承認をしないときは、当該申請をした者に道路工事施行不承認書（様式第 4 号）を交付するものとする。

(変更承認の申請)

第 4 条 工事施行承認を受けた者が、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ道路工事施行承認変更承認申請書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる図書を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 現に交付を受けている道路工事施行承認書
- (2) 第 2 条第 2 項各号に掲げる図書のうち、当該変更しようとする事項に関係のある図書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(変更承認書等の交付)

第5条 町長は、工事施行承認の変更の承認（以下「変更承認」という。）をするときは、当該変更の申請をした者に道路工事施行承認変更承認書（様式第6号）及び道路工事施行承認変更承認標札（様式第3号）を交付するものとする。

2 町長は、変更承認をしないときは、当該変更の申請をした者に道路工事施行承認変更不承認書（様式第7号）を交付するものとする。

(承認標札の掲示)

第6条 工事施行承認又は変更承認を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、第3条第1項の道路工事施行承認標札又は前条第1項の道路工事施行承認変更承認標札を、工事の施行中、当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(工事の着手及び完了の届出)

第7条 工事施行者は、工事に着手しようとするときは、当該工事に着手する日の3日前（当該工事のため道路の通行の禁止又は制限を要する場合にあっては、7日前）までに工事着手届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。ただし、変更承認を受けた工事で、町長がその必要を認めないものについては、この限りでない。

2 工事施行者は、前項の工事が完了したときは、当該工事の完了後直ちに、工事完了届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

3 前項の工事完了届には、工事の着手前、施行中及び完了後の写真を添付しなければならない。

(工事の廃止の届出等)

第8条 工事施行者は、工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、工事廃止届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 工事施行者は、工事の着手後に、当該工事を廃止するときは、原状回復その他必要な措置について、町長の指示を受けなければならない。

(不用物件についての準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、法第92条第1項に規定する不用物件で町の管理に属するものに係る工事について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

道路工事施行承認申請書

年 月 日

道路管理者
知名町長 殿

申請者 住所（〒 ）
氏名又は名称
及び代表者の氏名
担当者の氏名（法人の場合）
電話番号

道路に関する工事を施行することについて、道路法第24条の規定により承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

工事の場所	路線名		車道・歩道・その他	
	場所			
工事の目的				
工事の種別		工事の概要		
工事の実施方法	(工事請負者名 電話番号)			
工事の期間	年 月 日	午前 (午後)	時から	日間
	年 月 日	午前 (午後)	時まで	

添付図書

- (1) 工事を行う場所の位置図（縮尺 50,000 分の 1 以上）、付近見取図、現況平面図、（縮尺 600 分の 1 以上 200 分の 1 以下）、現況断面図（縮尺 100 分の 1 以上 50 分の 1 以下）及び現況写真並びに工事平面図（縮尺 600 分の 1 以上 200 分の 1 以下）、工事断面図（縮尺 100 分の 1 以上 50 分の 1 以下）及び構造詳細図（縮尺 50 分の 1 以上 10 分の 1 以下）
- (2) 工事の設計書及び仕様書
- (3) 工事を行うことについて利害関係人があるときは、その者の同意書
- (4) 数人が共同で工事を行う場合において、代表者により申請をしようとするときは、代表者の資格を証する書類
- (5) 他の法令の規定により行政庁の許可、認可等を要する工事にあつては、その許可、認可等があったことを証する書類
- (6) その他

様式第2号（第3条関係）

道路工事施行承認書

第 年 月 日

申請者
住所
氏名 殿

道路管理者
知名町長 印

年 月 日付けで申請のあった道路に関する工事の施行については、道路法第24条の規定により、別紙の条件を付して下記のとおり承認します。

記

工事の場所	路線名	町道	線	車道・歩道・その他
	場所	大島郡知名町 地内		
工事の目的				
工事の種別		工事の概要		
工事の実施方法	(工事請負者名 電話番号)			
工事の期間	年	月	日	午前(午後) 時から 日間 年 月 日 午前(午後) 時まで

この道路工事施行承認書の内容について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び道路法（昭和27年法律第180号）の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知名町長に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に知名町を被告として（訴訟において町を代表する者は知名町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第3号（第3条関係）

道路工事施行承認 標札 道路工事施行承認変更承認		
承認番号	第 号	
工事施行者	住 所	
	氏名又は 名称及び 代表者の 氏名	
工事請負者	住 所	
	氏名又は 名称及び 代表者の 氏名	
工事の種別		
工事の概要		
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

注1 この標札は、板材等にはり付けることとし、風雨等で破損することがないようにビニール等で覆うこと。

2 この標札は、必ず工事現場の見やすい箇所に掲示しておくこと。

3 この標札は工事完了届又は工事廃止届を提出する際に必ず返納すること。

4 道路工事施行承認変更承認標札の交付を受けたときは、既に交付した道路工事施行承認標札を必ず返納すること。

様式第4号（第3条関係）

道路工事施行不承認書

第 年 月 号
日

申請者
住 所
氏 名 殿

道路管理者
知名町長 印

年 月 日付けで申請のあった道路に関する工事の施行については、下記の理由により承認できないので、道路法第24条の規定に基づく道路に関する工事の承認の手続等に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由	
--------	--

この道路工事施行承認書の内容について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び道路法（昭和27年法律第180号）の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知名町長に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に知名町を被告として（訴訟において町を代表する者は知名町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第5号（第4条関係）

道路工事施行承認変更承認申請書

年 月 日

道路管理者
知名町長 殿

申請者 住 所（〒 ）
氏名又は名称
及び代表者の氏名
担当者の氏名（法人の場合）
電話番号

道路に関する工事を施行することについて、年 月 日付け 第 号により承認を受けた事項を下記のとおり変更したいので、道路法第24条の規定に基づく道路に関する工事の承認の手續等に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

区 分	変更前	変更後
工事の概要		
工事の実施方法	工事請負者名 電話番号	工事請負者名 電話番号
工事の期間	年 月 日 午前（午後） 時から 日間 年 月 日 午前（午後） 時まで	年 月 日 午前（午後） 時から 日間 年 月 日 午前（午後） 時まで
変更理由		

添付図書

- (1) 現に交付を受けている道路工事施行承認書
- (2) 道路工事施行承認の申請をしたときに添付した図書のうち、当該変更しようとする事項に関係のある図書
- (3) その他（ ）

様式第 6 号（第 5 条関係）

道路工事施行承認変更承認書

第 年 月 日 号

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名
担当者の氏名（法人の場合）

道路管理者
知名町長 印

年 月 日付けで申請のあった工事施行承認の変更については、道路法第 24 条の規定に基づく道路に関する工事の承認の手續等に関する規則第 5 条の規定により、下記のとおり承認します。

記

区 分	変更前	変更後
工事の概要		
工事の実施方法	工事請負者名 電話番号	工事請負者名 電話番号
工事の期間	年 月 日 午前（午後） 時から 日間 年 月 日 午前（午後） 時まで	年 月 日 午前（午後） 時から 日間 年 月 日 午前（午後） 時まで
変更理由		

様式第7号（第5条関係）

道路工事施行承認変更不承認書

第 年 月 号
日

申請者
住 所
氏 名 殿

道路管理者
知名町長 印

年 月 日付けで申請のあった工事施行承認の変更については、下記の理由により承認できないので、道路法第24条の規定に基づく道路に関する工事の承認の手續等に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由	
--------	--

この道路工事施行承認書の内容について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び道路法（昭和27年法律第180号）の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知名町長に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に知名町を被告として（訴訟において町を代表する者は知名町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第8号（第7条関係）

工 事 着 手 了 届

年 月 日

道路管理者
知名町長

殿

申請者 住 所（〒
氏名又は名称
及び代表者の氏名
担当者の氏名（法人の場合）
電話番号

下記のとおり、
工事に着手する
工事を完了した
ので、道路法第24条の規定に基づく道路に関する

工事の承認の承認の承認の手続等に関する規則第7条の規定により届け出ます。

記

工事の承認 年月日及び 指令番号	年 月 日 第 号		
工事の場所	路線名		車道・歩道・その他
	場 所	知名町大字	番地先
工事の目的			
工事の種別		工事の概要	
工 事 の 実 施 方 法	(工事請負者名 電話番号)		
工事の期間	年 月 日 午前(午後) 時から		日間
	年 月 日 午前(午後) 時まで		
添付図書等 (完了届の場合のみ)	工事の着工前・施行中・完了後の写真 現に交付を受けている道路工事施行承認(変更承認)書の写し		

様式第9号（第8条関係）

工事廃止届

年 月 日

道路管理者
知名町長

殿

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名
担当者の氏名(法人の場合)
電 話 番 号

下記のとおり、工事の実施を廃止するので、道路法第24条の規定に基づく道路に関する工事の承認に関する規則第8条第1項の規定により届け出ます。

記

工事の承認年月日及び番号	年 月 日 第 号		
工 事 の 場 所	路線名		車道・歩道・その他
	場 所	大島郡知名町大字 番地	
工 事 の 目 的			
工事の廃止年月日	年 月 日 午前(午後) 時		
添付図書等	現に交付を受けている道路工事施行承認(変更承認)書の写し及び道路工事施行承認(変更承認)標札 その他 ()		